

△資料△

カタール国暫定憲法

西修

カタール国は、アラビア湾に臨む人口わずか二〇万足らずの小国であるが、最近はその豊富な産油量と外国人労働者の流入で世界的にも知られた国となっている。

同国の歴史は、一八世紀後半にいたるまではほとんど知られていない。一八六八年にはバーレーンにより、七八年から第一次大戦まではオスマン・トルコにより統治されていたが、第一次大戦下の一九一六年、当時のアブドッラー首長は、イギリスの同意なしに外国と協定を結ばないこと、その代りイギリスが同国の国防について責任をもつことを内容とする条約をイギリスとの間に交わし、イギリスの保護下に入った。しかし、一九六八年、イギリスがペルシャ湾からの軍事的撤退を表明したこと

により、カタールを含めた連邦結成の動きもみられたが（拙稿「アラブ首長国連邦暫定憲法」駒沢大学政治学論集第四号八三頁）、結局カタールは、七〇年四月に暫定憲法を制定し、翌七一年九月、単独に独立を達成した。

同国に石油が発見されたのは、一九三〇年代のことであり、三五年には「カタール石油開発」が全土の利益を獲得し、三九年にはドカン油田を開発、さらに四九年から産油を開始した。その後、石油の需要の伸びに伴い、同国の経済状態も飛躍的に発展し、現在一人当たりGNPでは世界の第八番目にランクされている（World Bank of Atlas, 1975）。このような経済上の飛躍的な成長は、政治的にも大きな影響を与える、いわば中世社会から現代へ

と一足とびに進んだような状況を作り出し、憲法のなかにも伝統的要素と現代的要素の奇妙な混在がみられる。たとえば、一方においてアル・サニー家の世襲とする首長制を残存せしめるとともに、他方において大臣会議、諮問会議など行政、立法機関に該当する機関を設け（しかしこれらの機関は首長の補佐機関である）、さらに司法権の独立をも定めている。

憲法は、まず第一条で、カタールはアラブ連邦の一員であり、イスラム教を国教とし、シャリーア法（注・コランやスンナを指す）を立法の基本的源泉とする旨を定めている。ここに、カタールがアラブ連邦の一員であるという文言は第五条にもみられ、とくに同国がアラブ国家との連帶を深めていくことにより、アラブ諸国全体の利益を図っていくとする強い姿勢がみられる。次に、イスラム教を立法上の基本的源泉とする旨の規定は、立法者に対してもスルマ観を立法上の基本原則とすることを要求するものであるといえる。なお憲法は、イスラム教を社会の浄化に役立て（七条）、さらに教育の目標としても設定している（八条）。

首長は、國家元首たる地位にあり（二〇条）、行政権は

かれに専属している。また立法権も、大臣会議の勧告と諮詢会議の意見を徴する必要があるが、実質的には首長に属している。さらに判決は、首長の名において発せられる。このように首長にはきわめて大きな権限が付与されており（具体的には二三条で列記）、この国の政治体制が首長制といわれる所以である。

首長を補佐するため副首長がおかれている（二一条）。憲法二二条によれば、副首長にシェイフ・ハリファ・ビン・ハマド・アル・サニーがなることが決議されているが、かれは一九七二年二月二二日、前首長シェイフ・アハマド・ビン・アル・サニーを無血クーデタで追放し、新首長に即位した。なお、本憲法とともに発せられた公的な説明書は、「首長職継承に関する規定は、特別法でこれを定める」との二二条の定めは、シャリーア法の基本原則に従わなければならないことを意味すると述べている。しかして、このことは、リーベスニーによれば、同国では長子相続による継承制度は存在せず、息子以外による継承も大いにありうることを意味するという。

憲法二九条は、首長を補佐するため大臣会議を設置することを定める。大臣会議は、副首長を総理大臣とし、

法定の大臣により組織される。大臣会議は行政権を行使するが、その職務の行使に際し、首長に対し連帶責任を負うとともに、個々の大臣は総理大臣に対し個別的に責任を負う。

本憲法において特徴のある機関の一つとしてあげなければならないのは、四三条以下の諮問会議である。諮問会議は、首長および大臣会議を補佐するために設置され、その職務は、法律案の討議、予算案の討議などを含み、各国における立法部に相当するものであるが、その任務は首長および大臣会議に対する意見の表明にすぎず、その点で大きな限界を有する。またその構成員は、一〇に分割された選挙区でそれぞれ四名ずつ選挙され、そのなかから首長が選任する分子と首長自身の任命議員から成っているので、代議制も不完全である。なお諮問会議は、一九七二年四月二三日の命令により、同年五月一日から実際に活動し始めた。

最後に、七二条および七三条で裁判の独立を規定する。裁判の独立は、イギリスの同國からの引き上げに伴い、漸次的に確立されていったが、現在では上級刑事裁判所、下級刑事裁判所、民事裁判所、労働裁判所および

上訴裁判所のほかに宗教裁判所がある。

なお、いわゆる基本的人権については、平等権、出版の自由、事後法の禁止などわずかの条文しか充てられていないが、民主的権利は保障されているという。

はじめに述べたように、一足とびに近代化した同國が今後政治的にどのような発達をみせるのか、そしてまたその際、二八条でいう「完全な恒久憲法」がどのような形で制定されるのか注目されるところである。

以下の訳は、Herbert J. Liebesny, Qatar, in Constitutions of the Countries of the World, by A. P. Blaustein & G. H. Flanz, 1973 による。以下は A. S. Banks, Political Handbook of the World, 1976, J. Paxton, The Statesman's Yearbook, 1976-77, The Middle East and North Africa, 1975-76, 中外調査会「年刊全アラブ要覧」および中東調査会「中東・北アフリカ年鑑一九七五-七六」を参考した。

カタール国暫定憲法

朕、アハマド・ビン・アリ・アル・サニー、カタール

国首長は、

朕と同胞が、祖国のために、自由、権力、尊敬及び尊厳を獲得する最善の方法を供給したいという共通の意思を分かちあつてゐるがゆえに、

かつ、アラブ首長国連邦こそがそのすべての構成国にとって安定と発展並びに繁栄を保証することのできる理想的な手段であると信ずるがゆえに、アラブ首長国連邦内部でのわが国のよりよき未来、より高き文明水準の実現を確保するための最善の方法と、同連邦構成国と大アラブ国家のその他の国々との実り多き、兄弟のごとき緊密な紐帶を強固にする最善の方法を朕と国民とともに採択することができるような相当程度の生活を国民に与えることが、わが最大の神聖かつ貴重な願望であるがゆえに、

かつ、これらの願望の達成がわが首長国によってその包括的発展を実現するためにとられてきた、また現にとられつつある重要な手段に加えて、わが国の現況並びに現下の政治体制の適用上、今日の原初的暫定段階を通じてその現実の必要性と可能性とに合致するような方法で、公機関とその権限及び公機関の相互関係並びに公機

関に対する市民の権利義務の規律に関する主要原理の決定を必要とするがゆえに、

ここに、漸進的発展の必要性を顧慮して、必要かつ相応の段階でこれらの最高の目標を達成し、市民に対し付加的な政治的自由と種々の分野における正義と平等の保障を与え、かつまた國務の執行に際し、有能な市民の参加を得て、その助言により利益を得ることを可能とする諮詢會議の設置を通じ、政府の諮詢的基礎を強固にすることを目的として、この最初の実験の結果に照らし、完全な憲法を発し、暫定期間の終了後にそれを採択するときがくるまで、本暫定憲法を発することが望ましいと思料される。

上記の考慮に基づき、朕はここにこの暫定憲法を布告し、前記暫定期間中、國家は、この憲法の規定に従い、統治されるべきことを命ずる。

第一部 統治形態

第一条 カタールは独立、主権を有するアラブ国家であり、アラブ首長国連邦の一員である。国教をイスラム教とし、イスラム教のシャリーア法を立法の基

本的源泉とする。その体制は民主制であり、公用語をアラビア語とする。

カタール国民は、アラブ民族の一員である。

第二条 カタールの首都は、ドーハ市とする。

国家の主権は、国際的に認められた領域内の全領土及び領海におよぶものとする。

国家は、その主権を放棄し、又はその領土若しくは領海のいかなる部分も割譲することができない。

第三条 国旗、国章、公章及び国歌は、法律によりこれらを定めるものとする。

第四条 公民権は、法律によりこれを定めるものとする。

公民権は、法律で定める場合を除いて、国民からこれを剥奪し又は撤回してはならない。

第二部 国策の主要な指導原理

第五条 政治的原理

(a) 国家は領土の保全を護持し、その安全、安寧及び安定を維持し、並びにその権限内において可能な限りの手段により、国家に対する侵略を排除す

るものとする。

(b) 国家は、アラブ首長国連邦の一員として連邦の領土保全を護持するため、その権限内においてあらゆることをなし、我国と他の連邦構成諸国との間の統一の絆を強化し、統一の精神並びに国民とこれらの諸国の国民間との協力及び團結の絆を統合することに努めるものとする。

(c) 国家は、眞の民主主義確立と国民のために正義、静穏及び平等並びに公共の秩序の尊重を保証する適正な行政機関の設置のための十分な基盤を強化するため、あらゆる分野において努力を傾注し、国の安全と安定及び最大の利益を保護するものとする。

(d) 国家は、全てのアラブの同胞を信じ、姉妹たるアラブ諸国との團結の絆を強化することに努め、アラブ民族の統一を強固にすることに努力し、アラブの主義主張と利益に奉仕し、かつこれを促進する共同の努力に対し最大限の支持を与える。国家は、アラブ諸国同盟及び同連盟憲章が実現を目指している理想を深く支持する。

(e) 国家の对外政策は、相互の尊重、共同の利益及び内政不干涉に基づき、特殊的には全てのイスラム諸国及び国民との、また一般的にはすべての平和愛好国及び国民との友好を深めることを目的とする。

国家は、自己の未来を決定するための国民の権利を擁護し、全人類の福利のために国際間の協力を促進し、世界の全ての地域に平和と安全をひろめ、平和的手段により紛争を解決するという原則が諸国により守られ、国際法の原則に従い、正義と平等に基づき、他国との関係を確立することを目的とする国際連合憲章の原則を支持する。

第六条 経済的原理

(a) 財産、資本及び労働は、国家の社会機構における基本的因素であり、かつそれらは法律の定めるところにより、社会目的にかなう個人的権利である。

(b) 国家は、公共の利益の範囲内で自由企業を保障する。

国家は、国の福利のために安全を確保するとい

う方法で国民の経済を監督する権利を有する。この監督は、公共の利益に合致するようにこれを規制し、かつその限度は、法律によりこれを定めるものとする。

第七条 社会的原理

(a) 社会の基礎は、宗教、道徳及び愛国心に基づく家庭にある。家庭の絆を弱めるような要因から家庭を保護し、その構成に援助を与える、その結束を強化し、かつ家庭内における母子の保護を助長することを目的とする家庭保護のための方法については、法律でこれを定めるものとする。

(b) 国家は、真正のイスラム教原理を社会に教化し、全ての道徳的崩壊の徵候に対しそれを浄化することにつき努力するものとする。

(c) 国家は、青年層のために保護と指導を行ない、不道徳及び堕落、搾取、並びに肉体的、精神的放

置状態の弊害から保護するものとする。

- (d) 国家は、全国民に均等の機会を提供し、社会正義を確保する法律に基づき、勤労の権利の行使を可能にするよう努力するものとする。

- (e) 国家は、病気、無知及び貧困の根源から国民を保護するために全力をあげて、あらゆる措置をとるものとする。
- (f) 国家は、国民の健康管理のための手段を講ずるものとする。

- (g) 国家は、老令、病気、災難その他無能力に際して、国民に援助を確保する社会保障計画を探査するものとする。

第八条 文化的原理

- (a) 教育は、社会の発展と福利の基本的要因であり、全ての国民の権利である。国家は、あらゆる段階において、無料かつ義務的普通教育の実施を実現することに努力するものとする。
- (b) 教育は、文化に対する手段である。教育は、国家により保障され、かつ育成される。
- (c) 教育の目標は、神を信仰し、善良な道徳感を有

し、アラブ・イスラムの遺産に誇りを抱き、学識を啓発し、自己の責務を自覚し、かつ自己の権利に留意する、心身ともに強固な市民の国家を創造することにある。

- (d) 国家は、民族の文化遺産の拡充を育成、保護及び援助し、科学、芸術、文学及び科学的研究を奨励するものとする。

第三部 公民の権利及び義務

第九条 何人も、人種、性別又は信教により差別されることはなく、平等の公的権利を享受し、かつ公的義務に従う。

第一〇条

- (a) 法律の規定は、当該法律が施行された日以降に発生した行為又は事件にのみ適用され、施行日以前に発生した行為又は事件に影響を及ぼさない。但し、法律は、次項の規定を除き、遡及効のある規定を包含することができる。
- (b) いかなる行為も、事前に制定された法律によらなければ、刑事犯罪とみなされず、いかなる刑罰

も科せられない。

第一一条 刑事犯で起訴された者は、有罪が立証されるまでは無罪とみなされる。被告は、法廷において公正なる審理を受ける権利を有し、個人的に又は弁護士を通じて、抗弁する権利を有する。

第二一条 家庭の神聖は、これを保障し、居住者の許可を得ないで侵入することは、法律により定められた場合又は法律により定められている方法を除き、これを禁止する。

第二三条 出版及び印刷の自由は、法律に従い、これを保障する。

第二四条 公職の保持は、公務員によりなされる全国民的な奉仕である。公務の履行に際しての公務員の目標は、もっぱら公益の増進に向けられるものとする。

第二五条 公共の秩序の維持と公衆道德の尊重は、国内に居住する全ての者の義務である。

第二六条 財産の個人的及び共同的所有権は、これを尊重する。この所有権は、公益及び法律に基づく以外は、これを奪つてはならない。

第四部 権力機関

第一章 一般規定

第二七条 首長は、大臣会議の勧告に基づき、かつ本暫定憲法により規定された方法で諮詢會議の意見を徴したのちに、法律を公布する。

第二八条 行政権は、首長に属する。首長は、本暫定憲法により規定された方法で大臣会議の輔弼を受けれる。

第二九条 司法権は、裁判所に付与される。裁判所の判決は、本暫定憲法の定める制限内で、法律に従い、首長の名において発せられる。

第二章 国家元首

第二〇条 首長は、国家元首である。首長の身体は、不可侵であり、首長を尊敬することは、義務である。

第二一条 副首長は、その職務を遂行するにあたり、本暫定憲法及び法律の規定に従い、首長を補佐する。副首長は、理由のいかんを問わず、首長の不在期

間中、当該目的のために公布された特別法の規定に従い、首長の権限を行使する。

首長の不在期間中に副首長が首長の職務を遂行するときは、前条の規定が副首長に対して適用される。

第二二条 国家の首長職は、アル・サニー家の世襲とする。

法定推定相続人は、信頼ある名士達の合意により、シェイフ・ハリファ・ビン・ハマド・アル・サニー副首長とする。右の決議は、一九六〇年一〇月二十四日、カタールで宣言された。

国家の首長職継承に関する規定は、前項の合意において決議された基本原則に従い、特別法でこれを定める。当該法律は、その規定する方法によるほか、これを改正することができない。

第二三条 首長は、以下の権限を行使する。

一 首長は、対内的に、及び全ての国際関係において対外的に国家を体現する。

二 首長は、最高の国益上必要であると考えるときはいつでも、大臣会議を召集し、かつ当該会議を

主宰する。

三 首長は、法律及び命令を裁可し、かつ公布する。当該法令は、官報により公布されるまでは施行されず、裁可及び公布の後、当該公布の日から二週間以内に官報でこれを布告しなければならない。法令は、当該法律で別段の日取が定められていない限り、官報において布告された日から一ヶ月後に施行される。

四 首長は、軍隊の最高の指揮監督権を有する。

五 首長は、法律に従い、文・武官の上級官吏を任命する。この任免は、命令によりこれを行なう。

六 首長は、命令により刑罰を撤回又は軽減することができる。

七 首長は、法律に従い、勲章を授与する。

八 その他、本暫定憲法の下で付与されている、又は法律の下で付与されることができる諸権限。

第二四条

(a) 首長は、前条第四号で規定されている職務を履行するに際し、国防会議により補佐される。国防会議は、首長の直属機関である。

(b) 国防会議は、命令によりこれを設置する。

(c) 国防会議は、防衛に関する全ての事項、国家の

保全と安全の護持、軍隊の戦闘準備、訓練、装備及び開発、並びに所在地及び駐屯地の設営に関し、首長に意見と助言を具申する権利を有する。

第二十五条 首長は、遅滞なく緊急措置を講ずる必要があり、かつ諮問会議が開かれていないときに法律の

公布を必要とする例外状況が発生した場合においては、当該事項に関し、法律の効力を有する命令を発することができる。但し、当該命令は、国策の主要な指導原理に矛盾してはならない。

当該命令は、その意見を徵するため次の最初の諮問会議に提出するものとする。

第二六条

(a) 副首長は、以下の権限を行使する。

一 副首長は、総理大臣の職に就く。

二 副首長は、大臣会議の援助を得て、本暫定憲法で規定された国策の主要な指導原理に従い、国家の経済、社会、文化及び行政の発達を最大限に確保する包括的計画を公文化する。

当該計画は、承認を得るため首長に提出される。

三 首長は、政府の財政的、行政的事項に関する行為に対し、最終的統制権並びに首長により制定された法令の実施を確保するための最高の監督権を行使する。これらの諸権限は、大臣会議又は関係大臣を通じて行使される。

四 副首長は、任免権が本暫定憲法第二三條第五号により、首長の権限の範囲外にある場合、又は法律により大臣の権限の範囲外にある場合に、公務員を任免する。

五 副首長は、本暫定憲法及び法律の規定に従い、首長が適当と考える決定の採択のために、首長の権限内の全ての事項に対し首長に具申する。

六 その他、本暫定憲法又は法律が副首長に付与している権限。

(b) 副首長は、国家の一般政策の実施並びにその地位

の責務を履行し、その権限を行使する方法につき、首長に対し責任を負う。

第二七条 本暫定憲法又は法律に基づき副首長に付与

されている権限は、副首長がなんらかの理由により不在の場合には、首長自身が直接にこれを行使する。

第二八条 完全な恒久憲法が、本暫定憲法に代えて成文化されるものとする。当該恒久憲法は、暫定期間の終了時に施行される。

第三章 大臣会議

第二九条 大臣会議は、その職務の履行及びその権限の行使において、首長を補佐するために、これを設けるものとする。

第三〇条 首長は、総理大臣の勧告に基づき、大臣を任免する。

第三一条 生来のカタール国民以外の者は、大臣職に就任することができない。

第三二条 大臣の人数は、法律でこれを定めるものとする。

第三三条 最初の大臣会議は、一〇名でこれを構成し、そのうちの一名を総理大臣とする。最初設置される大臣職は、次の通りとする。

一 大蔵・石油大臣	二 教育・文化大臣	三 内務大臣	四 法務大臣	五 厚生大臣	六 公共土木事業大臣	七 労働・社会問題大臣	八 通産・農林大臣	九 郵政・運輸大臣	一〇 電・水力大臣
-----------	-----------	--------	--------	--------	------------	-------------	-----------	-----------	-----------

総閣は、官報で本暫定憲法が公布された日から九〇日を超えない期間内に発せられる命令により、これを実施するものとする。各大臣の権限及び各省その他の政府部門の権限を決定するため、同期間に内に法律を公布するものとする。

第三四条 本暫定憲法公布後に設置される他の省又は政府部門のいかなる権限も、法律でこれを定めるものとする。

第三五条 副首長かつ総理大臣及び各大臣は、その就任前に首長の面前で次の宣誓を行なう。

「私は、カタール国と首長に対し忠誠を尽し、イスラムのシャリーア法、本暫定憲法及び国法を尊重し、自己の義務（副首長かつ総理大臣としての一又は大臣としての）を誠実、良心的に、かつ名誉にかけて履行し、国民の利益を十分に配慮し、国家の安全と領土の保全を完全に守ることを全能なる神にかけて誓います。」

第三六条 総理大臣は、閣議を主宰し、各大臣の活動に指示を与える、各省と政府機関間の職務の調整を監督し、政府を指導するための訓令を発する。

総理大臣は、閣議の決定事項を首長に提出し、閣議が発する決定を閣議の名において及び閣議を代表して、署名する。

第三七条 大臣会議は、国家の最高執行機関としての資格において、この基本憲法及び法律に従い、その権限内にあるすべての対内・対外的諸問題の行政につき、責任を負う。

大臣会議は、とくに次の権限を行使する。

一 法律及び命令を起草し、本暫定憲法に従い、裁可と公布を得るためそれらを首長に提出する。法

律案は、首長に提出する前に、それに関する討議と意見の聴取のため諮問会議に提出する。

二 法律の規定に従い、当該法律の実施に必要な規則及び施行令を発する。

三 各種法律、命令、規則、施行令及び判決の実施を監視する。

四 法律の規定に従い、政府の機関及び部署を設置し、かつ組織する。

五 法律の規定に従い、国家の対外的利益を監督し、国際関係及び一般的な対外問題を処理する。

六 法律の規定に従い、国内の治安の維持及び国家の全ての地域における公共の秩序の維持を確保する一般原則を策定する。

七 本暫定憲法及び法律の規定に従い、国家の財政問題を管理し、国家の一般予算案を起草する。予算案は、首長に提出し、その承認を得るものとする。

八 公務員の個々の行為並びに政府の各機関及び各部門における作業の進捗状況に対し最高の監督権を行使する。

九 毎会計年度のはじめに、首長に對して報告書を提出する。この報告書は、國家の包括的發展の実現を確保し、その發展と繁栄及びその安全と安定の維持を確保する最良の手段に関する大臣會議の勧告を具備した、対内的・對外的に達成した主要な業績についての詳細な報告を含むものとする。

第三八条 大臣會議は、その職務の遂行及び権限の行使、並びに國家の一般政策の履行につき、首長に対し連帶して政治的責任を負う。

各々の大臣は、その職務を履行し、権限を行使する方法につき、総理大臣に対し個別的に責任を負う。

第三九条

(a) 大臣會議の討議は、秘密会でこれを行なう。いかなる決定も、構成員の過半数が出席し、当該出席者の投票の過半数の支持を得ない限り、採択されない。可否同数の場合は、総理大臣が決裁権を有する。多數派の意見が少数派を拘束するものとする。

大臣會議は、自己の活動及びその他いっさいの

手続の規制に必要な内部規則を定める。

(b) 大臣會議事務局を設置する。この事務局は、必要な人員でこれを構成する。

第四〇条 大臣の職務は、次の場合に空席となる。

- (a) 在職者の死亡時、
- (b) 大臣が総理大臣により罷免され、又はその辞職が総理大臣により認められた場合、
- (c) 大臣が道徳上の罪で有罪判決を受けたとき、
- (d) 総理大臣が欠けた場合。

首長は、新たな大臣會議が組閣されるまで、大臣に対し、緊急の案件を協議するため、一時的に残留するよう要求することができる。

第四一条

総理大臣又は各大臣は、在任中、なんらかの職業に就き、又はなんらかの商取引に從事し、又は国家とのなんらかの商取引に介入してはならない。

各大臣の個人的行為は、公共の利益の實現と私利の完全な放棄を目標としなければならない。大臣は、いかなる方法においても、その個人的利益又は自己と特別の関係にある者の利益をはかるために、

その公職を利用してはならない。

在任中、大臣によりなされた行為で取調べを必要とする行為については、法律でこれを定め、また法律は、この取調べが行なわれる方法について規定するものとする。

第四二条 大臣の報酬は、法律でこれを定める。

第四章 諮問会議

第四三条 諮問会議は、その意見を表明することにより、首長及び大臣会議がそれぞれの職務を履行するに際し、これらの機関を補佐するために、設置される。この会議は、「諮問会議」と称し、勧告の形式でその意見を表明する。

第四四条 諮問会議は、次の者により構成される。

第一に、本暫定憲法で規定されている方法で選任された二〇名の構成員、

第二に、各大臣。

首長は、國益上、必要と考える場合には三名以内の追加構成員を任命するための決定を発することができる。

第四五条 カタール首長国は一〇の選挙区に分割される。この選挙区については、法律でこれを定める。

各選挙区は、四名の候補者を選出し、そのうち二名が当該選挙区からの諮問会議の構成員として首長により選任される。

国民の選挙を規定する法律は、本暫定憲法が公布される日から三〇日以内に官報でこれを公布しなければならない。また選挙のための諸措置は、本暫定憲法が施行される日から三〇日以内にこれを完了しなければならない。

第四六条 諮問会議の構成員は、次の資格を保有しなければならない。

- (a) 生来の公民権がカタール国のものでなければならぬ。
- (b) 年令が、選任当日に太陽暦で二十四才以下であつてはならない。
- (c) 法律に従い、権利をすでに回復している場合を除いて、過去に道徳犯により有罪となつたことがあつてはならない。

第四七条 諮問会議の構成員の選出にあたつては、尊

敬すべき社会的身分を保有し、善良の判断力を有し、かつ種々の分野において有能な人士であるという事実につき、考慮が払われるものとする。

第四八条 首長は、諮問会議の構成員名を公表する布告を発する。この布告は、選任が完了した日から一週間以内に放送され、その放送日から一週間以内に官報において公表される。会議外から任命された大臣の職務は、大臣会議に任命された日からその効力が発生する。

第四九条 諮問会議は、毎年、その定例会の最初の会議に、選任構成員のなかから秘密投票によりかつ相対的多数の原理に基づき、議長及び副議長を選出する。

諮問会議の議長及び副議長は、その任期満了後、再選されることができる。

第五〇条 諮問会議の任期は、第一回の集会の日から太陽暦で三年とする。任期は、公共の利益上必要な場合にはこれを延長することができる。

第五一条 諮問会議の選任構成員の議席が、なんらかの理由により任期満了前に空席となつた場合には、

諮問会議が当該空席を公表した日から一ヶ月以内に二名の者が選出され、これらの二名のうちの一名を首長が選任する。

任命構成員の議席が空席となつた場合には、首長は、諮問会議が当該空席を公表した日から一ヶ月以内に他の構成員を任命する。

すべての場合において、新しい構成員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

空席が三年の任期満了前三か月の間に生じた場合には、当該議席に対し、代理の選任又は任命は行なわれないものとする。

第五二条 諮問会議の構成員は、就任前に当該会議の開会時に次の宣誓を行なう。

「私は、カタール国と首長に忠誠を尽し、国家の安全を維持し、国民の利益を求め、憲法及び国法を尊重し、諮問会議及びその委員会における自己の職分を忠実かつ公正に履行することを全能なる神にかけて誓います。」

第五三条 諮問会議は、議長、副議長及び二人の監査官で構成する事務局を有する。会議の一般書記局も

設けられ、必要な人員が任命される。

第五四条 首長は、諮問会議の年次会議を開会し、その開会にあたり、演説を行なう。この演説は、国務、主要実績並びに国が次年度に施行することを予定している計画及び改革に関する声明を含むものとする。首長は、開会の宣言又は演説の代読を副首長、総理大臣に委任することができる。

第五五条 諮問会議は、次の権限を有する。
一 大臣会議により提出された法律案を、首長に対しその裁可と公布を求めるために提出される前に、討議する。

二 総理大臣又は総理大臣に代り他の大臣により付託された国家の一般政策を、政治、経済、文化、社会又は行政上の見地から、討議する。

三 大規模な公共事業の予算案を討議する。

四 本条前項で規定された事項に関する勧告を提出する。

五 事案が国家の一般政策に関する場合には総理大臣から、事案が大臣の権限に関する場合には関係大臣から、本条第一、二、三項で規定されている

見地につき、陳述を求める。

第五六条 諮問会議の構成員は、諮問会議においてはみずからの選挙区とその利益のみを代表するのではなく、カタールの全国民を代表し、全体としての国民の公益を求めなければならない。

第五七条 諮問会議は、首都でその会議を開催する。但し、首長はその他の地域で諮問会議を召集することができる。法律で規定された場所以外で開かれた諮問会議の会議は違法とし、その手続は法律の実施により自動的に無効とみなされる。

第五八条 諮問会議は、年一回の通常会を召集し、その会期は少なくとも八か月とし、その期間中、月一回の会議を開く。

第五九条 諮問会議の会議は、首長により命令で召集され、かつ停会される。
一年次通常会は、毎年一〇月中旬の第二週目からはじまる。

第六〇条 前条第二項の規定にもかかわらず、首長は、諮問会議の構成員名を公表する布告を官報で公布した日から六〇日以内に、第一回目の諮問会議の

最初の会議を召集するものとする。

第六一条 首長は、命令により一ヶ月を超えない期間において、諮問会議の会議を延長することができ。この延長は、諮問会議の同意がなければ、同一会期中にこれを繰り返してはならない。その場合、一回に限り延長することができる。

第六二条 首長は、必要な場合、又は諮問会議の構成員の過半数によつて署名された要求に基づき、臨時会を召集する。

諮問会議は、会期中の場合を除き、詔書なしに會議を開催してはならない。詔書のない會議は違法であり、当該會議で採択された勧告は、法律の規定により無効とされる。

諮問会議は、臨時会において審議のために召集された事項以外の事項を審議することができない。

第六三条 本暫定憲法第五〇条の規定に基づき、新諮問会議のために必要な措置は、現存の諮問會議の任期満了前三〇日以内にこれを採択するものとする。

第六四条 諮問会議は、年次会期の第一週中に、その

活動を遂行するため、構成員のなかから必要な委員会を組織する。この委員会は、諮問会議の閉会中にその職務を遂行し、諮問会議が開会されたときには、該会議にその結果を提出することができる。

第六五条 諮問会議においては、いかなる事項も、当該会議が承認した議事日程に含まれていない限り、これを提出し、討議してはならない。

第六六条 諮問会議の会議においては、その構成員の過半数の出席を定足数とする。過半数の出席がない場合には、会議は二日以上、八日以内の範囲内でその會議を延長する。決議は出席議員の投票の絶対多数決により採択される。可否同数の場合には、議長が決裁権を有する。

第六七条 大臣は、議事が各大臣の権限内の事項を含んでいる場合には、諮問会議の会議に出席するものとする。議事事項が政府の一般政策に関するものである場合は、前記の規定は総理大臣にも適用される。

第六八条 首長は、最高の国益が必要とする場合には、諮問会議を解散することができる。その場合、

首長はその理由を述べなければならぬ。

諮詢會議が解散された場合には、新會議は、本暫定憲法第四四条、第四五条、第四六条及び第四七条に従い、組織される。但し、新會議の第一回目の會議は、前諮詢會議が解散された日より二か月以内にこれを開くものとする。

第六九条 選任構成員が信任と尊敬を喪失した場合には、諮詢會議は、構成員の四分の一以上の提議に基づき、その過半数の議決により構成員の議席の剝奪を決定することができる。

本暫定憲法第四四条の最終項で規定された任命議員に関しては、その議席剝奪は首長の決定により行なわれる。

第七〇条 大臣以外の諮詢會議の構成員は、報酬を受ける。この報酬の額は、法律でこれを定めるものとし、諮詢會議で構成員による宣誓が行なわれた日からその権利が生ずる。

第七一条 謀問會議は、その内部規則を制定、採択する。この内部規則は、その活動の実施に際し採られるべき手続、諮詢會議が組織する委員会の活動、並

びに審議、表決、動議の提出の手続上の規則及び會議の処理について定めるものとする。

第五章 司法部

第七二条 裁判による正義は、国政の基本原則である。

裁判官は、その権限の行使において独立であり、いかなる政党も司法行政に介入してはならない。

第七三条 国家における司法部の一般機構は、本暫定憲法の規定に従い、法律でこれを定める。

第五部 総則及び暫定規定

第七四条 首長は、公益上、改正が必要であると思料する場合には、修正、削除又は追加の形式により、本暫定憲法を改正することができる。

第七五条 本暫定憲法が施行される日から発効する法律、規則、命令で、本暫定憲法の規定に抵触しないものは、本暫定憲法により規定された原則に従い、改正又は廃止されない限り、引続いて効力を有するものとする。

第七六条 本暫定憲法が特定事項を法律で定めることを規定し、当該法律が本暫定憲法が施行された日に発効されていない場合には、当該事項に関する施行の行政手続は、必要な法律が制定されるときまで引き続いて採用されるものとする。

本暫定憲法の下で必要とされた法律は、本暫定憲法で別段の明示規定がない限り、当該法律が施行された日から二年以内にこれを公布するものとする。

第七七条 本暫定憲法は、第二八条で規定した完全な恒久憲法が発効する日まで有効とする。

本暫定憲法において特定事項に関し別段の明示規定がない限り、本暫定憲法は、官報で公布した日から九〇日後に発効し、その公布の日から二週間以内に官報でこれを布告する。